## 赤糸威鎧 兜・大袖・杏葉付 一領

【所 在 地】鹿児島市吉野町 9698 - 1 尚古集成館 (鶴嶺神社所有)

【種別】国指定有形文化財(工芸品)

【指定年月日】昭和39年5月26日



島津家の祖忠久(1179?~1227年)が着用したと伝えられる大鎧で,島津家重物として歴代当主に受け継がれてきた。現在は島津家当主を祭った鶴嶺神社の所蔵となり,保存のため解体され,5枚の板に綴じ付けられている。写真はその一つで胴の部分に当たる。

鎧の仕立は,黒漆塗の鉄札と革札を組み合わせた平たい小札を用い,これを八つ組の茜染組糸で威している。茜染組糸は鮮やかな色調をよくとどめ,華麗さと重厚さを今に伝えている。胴部は裾広がりの形状を残し,右脇に装着する壺板や胸部を保護する栴檀板・鳩尾板などの形も古式である。総角付環座や裾金物などの金物には古様の筆勢のある十字紋があしらわれている。兜は二十四間の星兜で,前後・左右に鍍銀の板を張って装飾を加えている。兜に付属する (しころ)は2つあり,一方には十字紋の金物がついていない。また,他に杏葉が付属しているが,杏葉は大鎧に附属しないのが一般的である。 (しころ)・杏葉は混入した可能性もある。総体的に鎌倉時代前期の特徴を有しており,忠久所用という所伝にふさわしい。

なお,享保11年(1726),島津継豊が模造させた鎧も現存しており,当時の面影がうかがえる。

## 参考

杏葉 胴丸には,本来袖を用いなかったので,肩を守るように付けたものであるが,袖を付けるようになると,次第に形式化し,小型となり胸前に垂らすようになった。